

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革・目的

第1項 計画策定の沿革

丸亀城跡は丸亀市の中心市街地に位置し、内堀跡以内が国指定史跡となっている。丸亀市のシンボルであり、多くの人が訪れる観光地となり、市民が憩う都市公園でもある。こうした、丸亀城跡の保存・整備・活用をどのように図っていくかは丸亀市の行政上の重大な課題で、これまでも様々な計画を策定し、事業を行ってきた。

しかし、平成8年度（1996年度）の史跡丸亀城跡保存整備基本計画の策定から20年以上の歳月を経て、実情にそぐわない部分や新たな課題が生じている。折りしも平成30年（2018）の文化財保護法の改正によって、市町村や所有者が作成する「文化財保存活用計画」の文化庁長官による認定（文化財保護法第129条の2）が制度化されたことを受け、本計画を策定するものである。

第2項 計画策定の目的

本計画は、文化財保護法に基づいて史跡丸亀城跡を適切に保存し、次世代へ確実に保存継承させていくため、また地域の誇りと愛着を醸成する拠点として活用していくために必要で基本となる施策を策定することを目的とする。

平成30年度（2018年度）には、南西帯曲輪・三の丸坤櫓跡の石垣崩落が生じたが、着実な復興を願う市民の声の高まりのなかで、丸亀城跡は市民に深く愛され、本市のシンボルとして極めて重要な歴史資産であることが再確認された。こうした市民の思いに応え、着実に復旧を進めていく上でも、本計画策定は重要な意義をもっている。

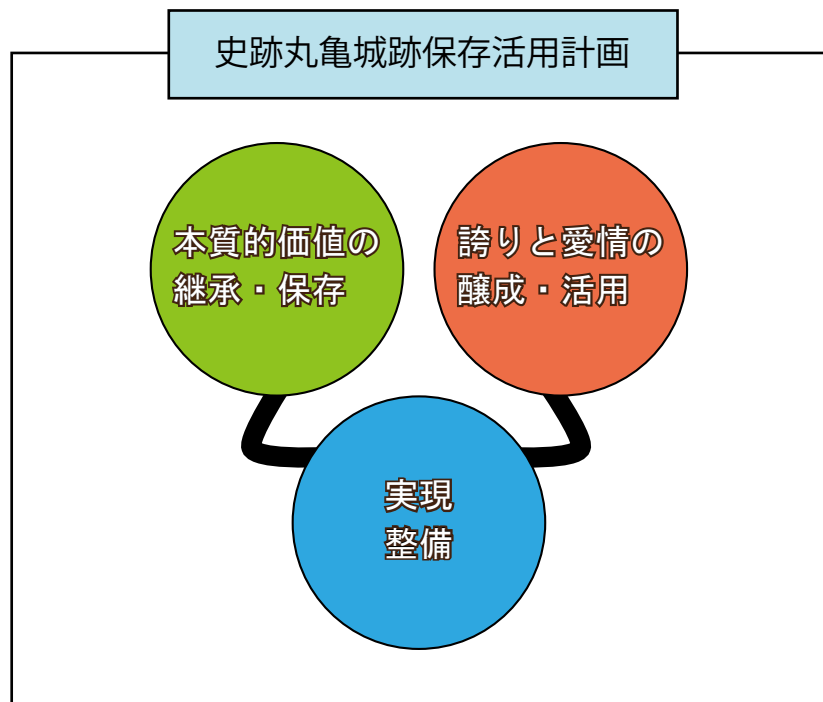


図1 計画策定概念図

第2節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、昭和28年（1953）に国指定史跡となった内堀以内の204,756㎡、外堀跡と以内の武家屋敷跡を対象とする。ただし、史跡の活用面ではより広域的な観点が必要であり、近隣に所在する物件を含める場合がある。

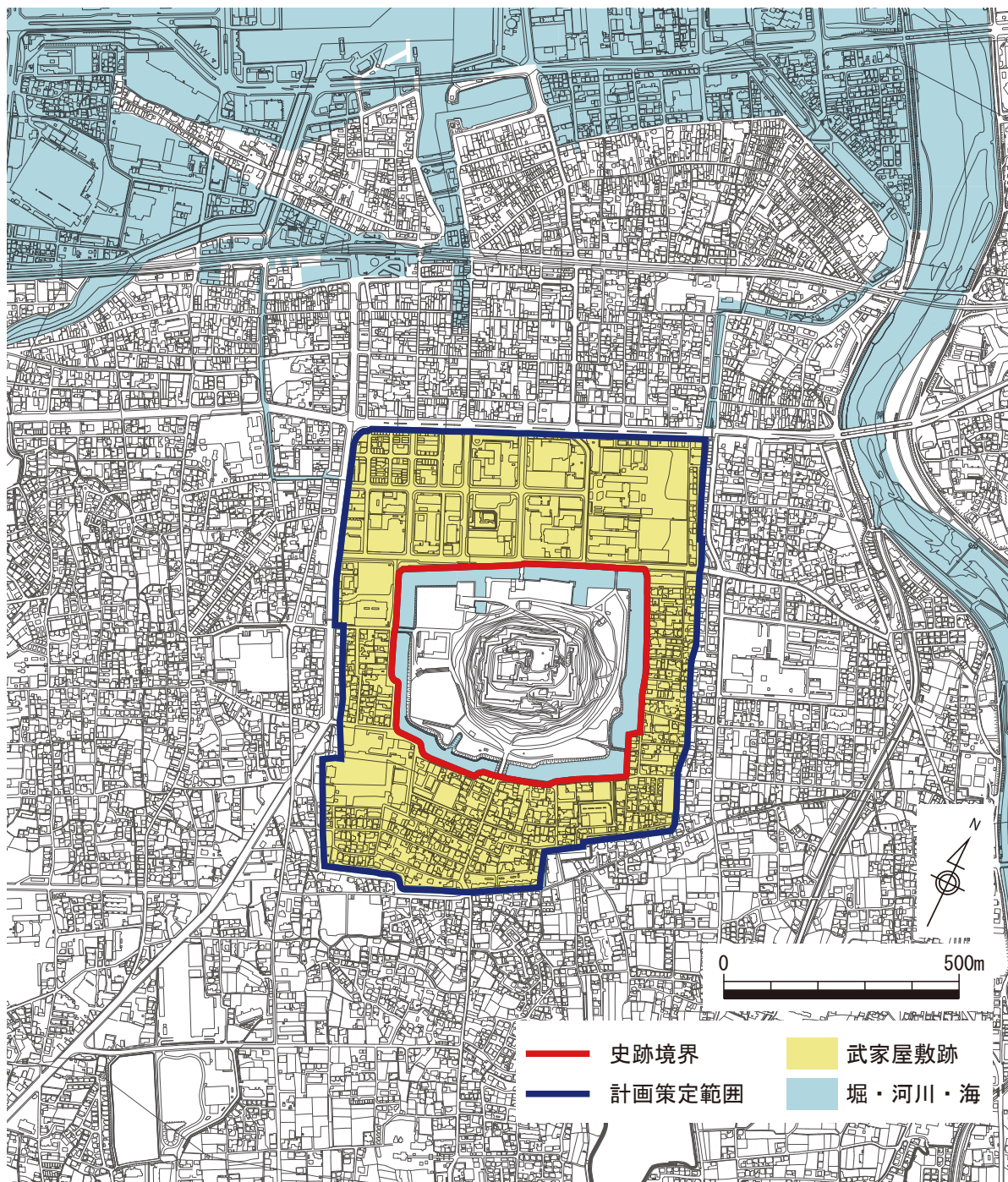


図2 計画策定範囲

（「丸亀城郭及び城下町古地図」＜19世紀初頭＞を元に作成、海岸線については一部推定）

第3節 委員会の設置と経緯

第1項 保存活用計画の検討

本計画については、「丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会」での審議事項とすることとし、

委員8名のもとで令和元年（2019）第2回の委員会から審議をした。

委員名簿

委員長	内田 九州男（国立大学法人愛媛大学 名誉教授）
副委員長	高瀬 要一（財団法人琴ノ浦温山荘園 理事長）
委員	丹羽 佑一（国立大学法人香川大学 名誉教授）
	増田 拓朗（国立大学法人香川大学 名誉教授）
	北野 博司（東北芸術工科大学 教授）
	山中 稔（国立大学法人香川大学 教授）
	大林 潤（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 主任研究員）
	小西 智都子（株式会社 SETOUCHI SEAWIND 代表取締役）
オブザーバー	山下 信一郎（文化庁文化財第二課 主任文化財調査官）
	渡邊 誠（香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課 文化財専門員）
	岩川 次郎（財務省四国財務局管財部総括国有財産管理官）
	武岡 賢治（財務省四国財務局管財部統括国有財産管理官）
	池田 由香理（財務省四国財務局管財部統括国有財産管理官）
事務局	教育長 金丸 眞明（平成31年4月～）
	教育部長 川田 良文（平成31年4月～令和2年3月）
	石井 克範（令和2年4月～）
	総務課長 岸上 直美（～令和元年12月）
	文化財保護室長 東 信男（平成31年4月～令和元年12月）
	文化財保護担当長 森 信博（平成31年4月～令和元年12月）
	主査 乗岡 実（平成31年4月～令和元年12月）
	主任 谷 梢（平成31年4月～令和元年12月）
	文化財保存活用課長 川田 良文（令和2年1月～3月）
	七座 武史（令和2年4月～）
	副課長 東 信男（令和2年1月～）
	総括担当長 森 信博（令和2年1月～）
	主査 乗岡 実（令和2年1月～）
	主任 谷 梢（令和2年1月～）
	主任 眞鍋 一生（令和2年1月～）

第2項 設置条例

丸亀市附属機関設置条例（抜粋）

（設置等）

第1条 法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により本市に設置する附属機関は、別表のとおりとし、附属機関の担任する事務、委員の定数、委員の任期、構成者及び庶務担当は、当該別表に定めるところによる。

（委員の委嘱）

第2条 附属機関の委員は、別表の構成者の欄に掲げる者のうちから執行機関が委嘱又は任命する。

2 執行機関は、前項に定める委員のほか、必要と認める者を委員に委嘱し、又は任命することができる。

(委員の身分)

第3条 前条第1項の定める委員が、別表の構成者の欄に掲げる職の身分を失ったときは、当該附属機関の委員を辞したものとみなす。

(委員の再任)

第4条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

(補欠委員の任期)

第5条 附属機関の委員が欠けた場合において、補欠により委嘱又は任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 附属機関に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長が招集し、議長となる。

(部会)

第8条 附属機関に必要な部会を置くことができる。

(特別委員等)

第9条 附属機関に専門的事項を調査及び審議させるため必要があるとき又は臨時に委員を置く必要があるときは、第2条に定める委員のほか、特別委員又は、臨時委員（以下「特別委員等」という。）を置くことができる。

2 特別委員等の議事参加については、会長が附属機関の会議に諮って定める。

3 特別委員等は、任務が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表（第1条関係）（抜粋）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	構成者	会議の開催	会議の決定	庶務担当
教育委員会	丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会	史跡丸亀城跡保存修理事業の基本計画及び総合的な整備計画の策定に必要な事項についての調査及び審議に関する事務	10人以内	2年	学識経験者	半数以上	過半数	教育部

第3項 本計画に関する委員会の経過

第1回 令和元年（2019）9月27日（金）

- ・丸亀城跡現地視察
- ・計画策定の経緯について（本委員会での審議事項とすることを確認）
- ・目次案の検討

第2回 令和2年（2020）2月22日（土）

- ・本質的価値等の明示及び今後各章だての文章素案の検討

第3回 令和2年（2020）8月29日（土）

- ・第1～5章を中心とした内容の検討

第4回 令和2年（2020）12月5日（土）

- ・第4章～11章を中心とした内容の検討

第5回 令和3年（2021）3月11日（木）～3月19日（金）

- ・計画全体の最終的な検討（書面による審議）

第4節 他の計画との関係

本計画を作成するに当たり、他の計画における史跡丸亀城跡の位置づけを下記のとおり整理しておく。

第1項 上位計画と関連する個別計画

●上位計画

『第二次丸亀市総合計画』平成30年度（2018）策定（計画期間：平成30年から5年間）以下に、関係部分の抜粋を掲げる。

9 みんなに誇れるまちをつくる

概要・方向性

丸亀市のシンボルである丸亀城、スポーツ拠点である丸亀市総合運動公園、市の発展を支えてきた、まるがめ競艇場など、丸亀特有の魅力を活用、充実しながら、丸亀市を訪れる人やこれから住んでみたいと思う人たちに、誇れるまちを目指します。

施策21 歴史的資源の保存と活用

(1) 現状・課題

- 丸亀城をはじめ、歴史的資源については、市民の財産として適切に保存し、未来に継承していくことが重要です。
- 歴史的資源を未来に継承していくために、市民が歴史的資源にふれる機会を創出することが重要です。

・目指す姿

- 歴史的資源の保護をはじめ、文化財や史跡の保全・活用を図り、文化的価値の理解を深めるとともに、歴史的資源を後世へ継承していくまちを目指します。

(2) 施策の展開

①文化財の活用

- ・文化財を、貴重な歴史文化に触れることができる財産として、観光や教育など各種事

業と連携して活用します。

- ・資料館開館 50 周年（2022 年度）の特別企画展に向けて、丸亀城郭や城下町絵図等の修復を計画的に進めます。

②文化財の保存

- ・市内に所在する史跡や歴史的建造物などの重要な文化財について、計画的な保存整備に努めるとともに、防火、防災などの安全対策の充実を図ります。
- ・丸亀城については、き損の著しい三の丸坤櫓跡石垣と、帯曲輪石垣について、計画的な修理を進めます。また、修理作業に合わせて、その過程を公開するなど、観光資源や学習素材としての活用も図ります。【重点プロジェクト 47 丸亀城の石垣整備】

●先行計画

先行計画としては、『史跡丸亀城跡保存整備基本計画』（以下、「保存整備基本計画」という。）（平成 9 年 3 月策定）がある。

【整備計画の現状】

調査・研究をもとに史実に基づいた整備を基本方針とし、第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階の整備計画とした。

第 1 段階は発掘調査、石垣修理等のき損箇所の修復、城にふさわしくない施設の撤去があげられる。石垣修理工事では修理前に発掘調査を実施し、修理予定箇所 9 か所のうち 5 か所が完了しているが、4 か所が未着手で崩落した三の丸坤櫓跡石垣が含まれる。発掘調査は、修理を必要とする変形が見られる櫓台等を対象に調査に着手しているが、それ以外は未着手となっている。

第 2 段階では地盤の整備や排水整備、安全柵、園路、便益施設の整備が完了している。園路は、雨水の流水による地盤が掘れたり欠けたりした箇所が目立ち危険なことから、安全管理のため舗装を実施した。未発掘のところの整備は未着手となっている。市営野球場が完成したため城内グラウンドは廃止された。

第 3 段階では園路整備や動物園・遊園地の撤去が完了している。建造物の復元については、懸賞金事業等を実施し資料収集に努めているが、復元の参考となる資料がないことから未着手となっている。

以下に骨子を掲げる。

『史跡丸亀城跡保存整備基本計画』 平成 9 年（1997） 3 月策定

4. 史跡丸亀城跡整備計画

(1) 整備方針

- ・城郭史跡としての遺構保全・整備を図る。
 - 国史跡としての遺構保全を図り、京極時代の復元を目指す。
- ・都市緑地としての保全を図るとともに、都市公園の機能整備を図る。
 - 緑地の育成・補植。石垣、遺構等に悪影響を及ぼす樹木、景観上または利用上不適切な樹木、密植等で成育不足となっている樹木は移植・伐採する。
- ・歴史環境整備の「核」を目指す。
 - 来訪者が「城」の構造と仕組みを容易に理解でき、往時の文化を体験できる教養

～整備計画策定の流れ～

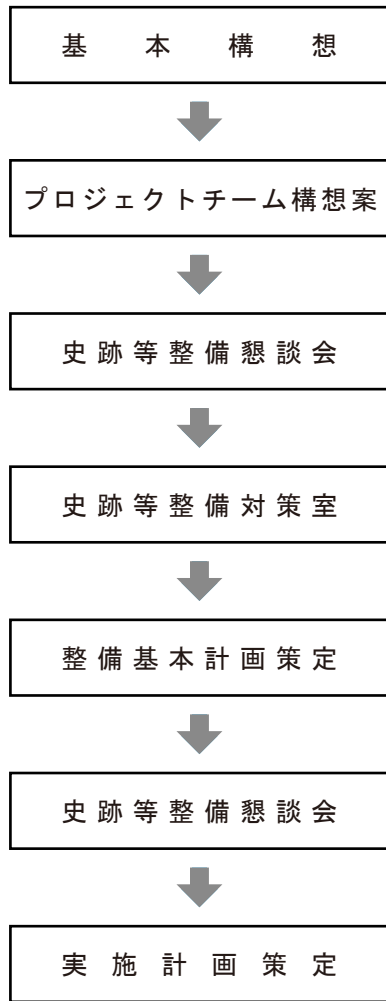


図3 整備計画策定の流れ

施設の整備を図る。

(2) 全体整備イメージ

城跡全体は、史跡として一体的に復元・整備していくが、城の構造や利用状況、周辺からの景観等により、各空間により整備内容を変える。大きくは「復元整備要素の強い空間」と「都市公園としての整備要素が強い空間」に分ける。

(3) 空間整備計画

A：城郭の中心としての復元修復整備空間（山上曲輪）

- ・京極時代の城郭復元を目指し、渡櫓、櫓等の建物復元を積極的に進める。
- ・三の丸に、トイレ、休憩施設を配置。
- ・本丸・二の丸は夜間閉鎖し、管理体制を整える。
- ・景観的になじみやすい樹木を導入。

B：中心部を取り巻く密度の濃い植生空間（亀山斜面）

- ・現在の植生は城跡の重要な景観構成要素で、市街地の植生としても重要。動植物等の保全を図る。

C：城跡の顔となる正面の復元整備空間（下曲輪北部の大手）

- ・景観的に最も重要な空間と位置づけ、土塀等の復元整備及び堀周囲の修景を図る。
- ・インフォメーション機能を充実する。

D：下曲輪の中心となる復元空間（下曲輪西部の御殿跡）

- ・御殿建物跡一帯は、発掘調査を行い、成果を踏まえてガイダンス機能を備えるとともに、建造物の修景も兼ね備えた展示施設を中心とした整備を目指す。
- ・庭園跡一帯は、グラウンドを移転し、発掘調査の結果により整備を進める。

E：都市公園としての整備要素が強い空間（下曲輪東・搦手）

- ・史跡にふさわしい市民の憩いの場としての整備を積極的に図る。

(4) 遺構整備計画

遺構復元にあたっては、発掘調査成果、城郭絵図、木図などを根拠とする。

(5) 段階別整備

- ・第1段階 現況遺構の修復と主な地下遺構等の発掘調査

土木遺構：石垣修復、内堀修復、隅櫓跡・渡櫓跡・門跡・御殿跡・三の丸井戸曲輪跡などの発掘調査

城内施設：防火水槽の撤去、下曲輪広場の整備など

- ・第2段階 地下遺構等の露出展示及び地盤整備

土木遺構：土塁の復元、本丸跡・二の丸跡・三の丸跡の地盤整備、隅櫓等遺構露

出展示、門跡・井戸曲輪跡・御殿跡の整備、大手枳形・馬場跡・池跡の発掘調査、内堀の水質浄化、うぐいす谷の整備、内堀の復元。

建造物遺構：土塀の復元

城内施設：延寿閣別館の建造物調査、便益施設の整備、下曲輪広場の整備

・第3段階 京極時代の完全復元を目指す

土木遺構：見返り坂登り口の復元、馬場・池の復元

建造物遺構：隅櫓・渡櫓・門等城郭建造物の復元

城内施設：動物園・遊園地の城外への移設、観光案内所の整備、資料館の撤去と丸亀城歴史博物館（仮称）の整備、内堀沿道の整備

(6) 重点整備計画

本丸跡・二の丸跡の整備のフローは、発掘調査→地盤整備→礎石展示→建造物復元

6. 城内動線計画

- ・現在の城跡への入口は5か所あるが、大手門をメインエントランス、南側土橋を南側のメインエントランスとする。京極時代とは異なる橋や土橋は撤去し、復元する。
- ・城内動線については、現況動線の形態及び利用状況を踏まえた計画とする。各エントランスから来訪者がスムーズに回遊できるようにする。遺構整備計画との調和を図りながら、城郭の構成要素としての園路復元を目指す。下曲輪は周辺住民の憩いの場として、高齢者、身障者対策を行う。城の特徴である石垣を近くで見ることができるよう、補助園路を設定する。

7. 植栽計画

次の基本事項を踏まえ、既存種の撤去・移植・保全を図り、導入樹種を選定する。

- ・城の歴史性を演出する。
- ・自然植生の保全と回復を目指す。
- ・市街地の中の都市緑地としての“緑の空間”を形成する。
- ・市街地の育成条件に適合する在来種を用いる。
- ・長期的な整備を目指す。

8. 内堀の水質浄化

- ・水質悪化の要因は、生態系のバランスのとれた環境の崩れ、底質・水の腐敗。
- ・水質悪化の原因は、生活排水、降塵・降雨や周囲からの汚濁物、魚類・鳥類による汚濁物・給餌、初期沈殿物の巻き上げ。
- ・浄化目標は、一般公園利用における修景池レベルとする。BOD 5～10ppm、透視度 0.3～0.5 など。
- ・浄化方法は、A 流入水の水質向上、B 堀内水質の浄化、C 低質汚泥の処理を複合させる。

9. 城内施設整備計画

次の基本的事項を考慮のうえ、既存施設の活用補修、移設、撤去並びに施設の導入を検討する。

- ・デザイン、素材、色などを統一し、配置とともに城での景観的調和を図る。
- ・来訪者にとって利便性の向上を図る。
- ・遺構整備計画に伴う施設の充実を図る。
- ・周辺住民の憩いの場として、機能の充実を図る。